

本検討メモは、執筆者個人の見解としてとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図しております。国土交通政策研究所の見解を示すものではありません。コメントがございましたら、hqt-opinion-pri@ml.mlit.go.jpまでお送り頂きますようお願いいたします。

国土交通政策研究所等と米国の関係機関との共同研究を行う意義について (検討メモ)

国土交通政策研究所所長 佐々木晶二

1 はじめに

国土交通政策のなかでも、今後、ベビーブーム世代が後期高齢者となる2020年までに、住宅市街地や住宅団地で居住している高齢者が、できるだけ地域の中で生活を続けられる「高齢者地域居住（aging in place）」はきわめて喫緊な重要課題と考える。

この分野については、松岡洋子先生の著作（注1）など、比較的社会保障制度が充実している北欧の事例の紹介がすでに行われている。

その一方で、日本の住宅政策については、市場メカニズムを尊重する方向に大きく舵をきっており（注2）、その政策を前提にしつつ、深刻化する住宅市街地での高齢者問題に対処していく必要がある。

この制約を前提にすると、従来はあまり「高齢者地域居住」政策としては、注目されていない、市場メカニズムを尊重した政策を行っていると言われていた「米国の高齢者地域居住」の実態や政府の取り組み方を分析することは、具体性とバランスのとれた高齢者地域居住政策を立案する上で有効ではないか、と考えている。

このため、米国の住宅事情や高齢者の地域居住の実態、さらに米国政府の問題意識などを整理分析することによって、今後の米国の関係機関との共同研究を開始するにあたっての準備作業としたい（注3）。

住宅政策、地域福祉などの専門家などからのアドバイスをいただき、今後、研究内容の充実を図っていきたい。

なお、この論考にあたっては、在米日本大使館の川合一等書記官から提供された資料に多くを依存していることを申し添える。

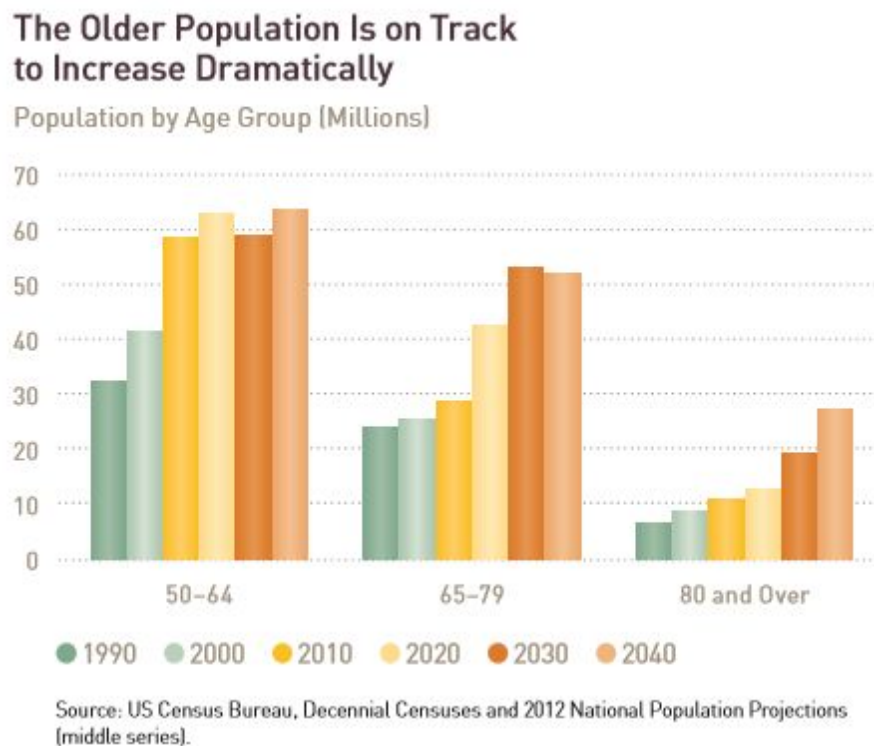
2 米国の高齢者居住の状況

(1) 米国の高齢化の状況

米国の高齢化の状況は、日本に比べ、やや遅れてはいるものの、1949～64年のいわゆる「ベビーブーマー世代」が2010年以降65歳を超え、2020年以降に65歳以上

人口が増大。2040年には80歳以上人口が2800万人を超え、2010年の3倍以上となる（図表－1）。

（図表－1）



（備考）出典は注4）参照。

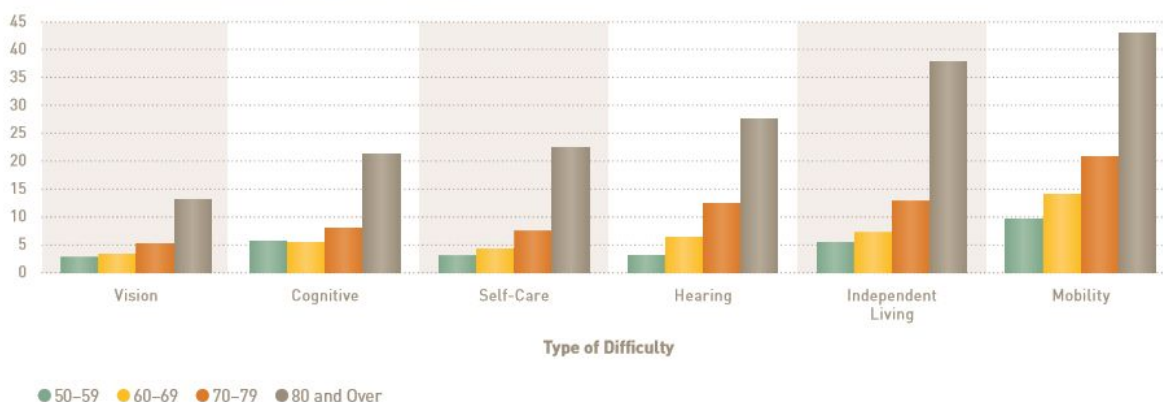
（2）米国での高齢者地域居住の課題

米国においては、日本と同等かそれ以上に持家率が高く（2015年時点で約65%）、また、現在のコミュニティにとどまりたいとの意向が強いと言われている。しかし、現実には、高齢化に伴い、認知能力や行動能力などの障害が大きくなり、地域居住が困難になっていることが伺われる（図表－2）。

（図表－2）

While All Types of Disabilities Increase with Age, Difficulties with Mobility Are Most Common

Share of Population with Disabilities by Age Group (Percent)



Note: A cognitive disability is defined as serious difficulty remembering, concentrating, or making decisions; self-care disability as difficulty bathing or dressing; independent living disability as difficulty doing errands alone; mobility disability as serious difficulty walking or climbing stairs.
Source: JCHS tabulations of US Census Bureau, 2012 American Community Survey.

(備考) 出典は注4) 参照。

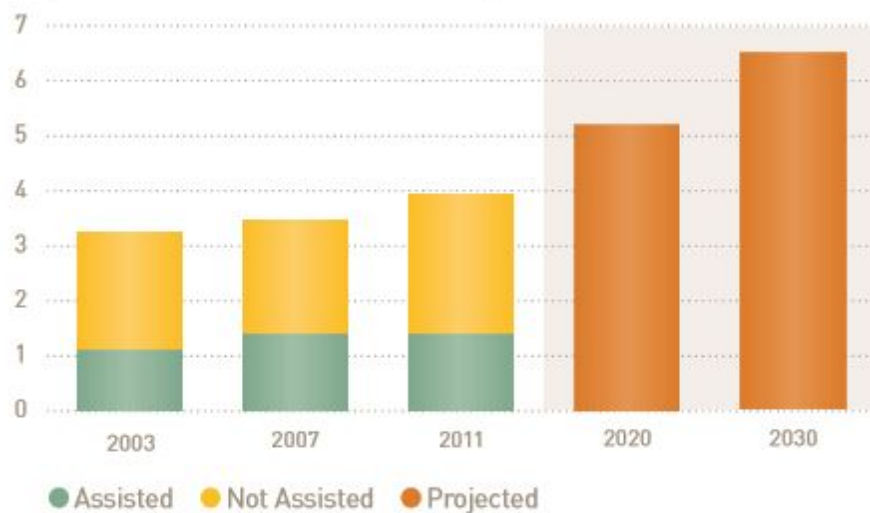
(3) 高齢者の地域居住のための財政負担の課題

米国においても、高齢化の進展に伴い高齢者向けの家賃補助など、高齢者の地域居住を支援するための財政負担が増加することが予測されている(図表-3)。

(図表-3)

Rapid Growth in Older Eligible Renters Will Put Even More Pressure on Housing Assistance Programs

Very Low-Income Renter Households Aged 62 and Over (Millions)



Notes: Eligible households have very low incomes (at or below 50 percent of area median). Projections assume the number of eligible renters aged 62 and over grows at the same rate as renter households aged 60 and over.
Sources: JCHS tabulations of US Department of Housing and Urban Development, Worst Case Needs Reports to Congress, and JCHS 2013 Household Projections.

(備考) 出典は注4) 参照。

3 今後の日本と米国での高齢者の地域居住政策を分析するにあたっての視点 (案)

(1) 基本的な視点 (仮説)

ア 米国は市場メカニズムを重視し、高齢者の地域居住政策についても、セーフティネット機能に税金を集中し、中間層以上には、むしろ民間企業と連携した政策体系をつくっているのではないか。

イ 国民の最低限の生活水準を支えるセーフティネット住宅政策について、日本は米国よりも劣後する部分は生じてないか、仮に生じている場合には合理的な説明がつくのかの検証が必要なのではないか。

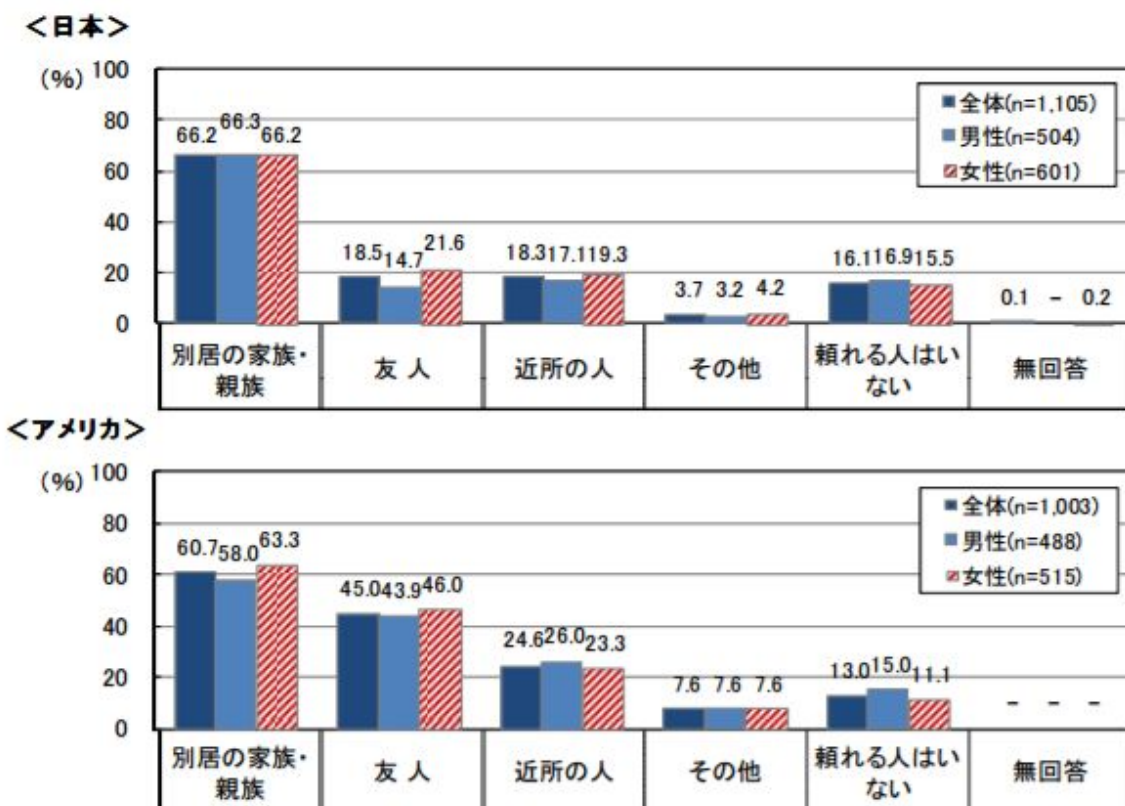
ウ 一方で、米国で活発なNPO活動や民間企業活動の展開について、日本として、新しい視点が見いだせる可能性があるのではないか。

(2) 日本側が米国側の政策情報に期待している個別の検討の視点 (仮説)

ア 高齢者の地域居住(aging in place)については、そもそも米国では、介護や医療などの高齢者サービスに加えて、活動が可能となる交通の選択肢、レクリエーション、ボランティア、社会活動に参加する機会といった、広義の高齢者の生活サービスを意味していると思われる。この観点から、より幅広く日本の政策も考え直す点があるのではないか。

イ 日本の高齢者は地域の友人や近所の人に頼れないという意識が強いと言われる(図表-4)。

(図表-4)



(備考) 厚生労働省「平成27年度 第8回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査結果」から転載。

このような制約条件の中でも、日本では、公費負担を前提とする介護保険などの対象が絞られていることから地域互助的な取り組みや、民間事業者との連携の取り組みが重要となっていると考えられる。米国で比較的さかんな地域互助組織やNPO団体の活動、それへの支援措置が、地域互助的な活動を支援する制度設計を財政制約の中で日本側が立案する際に、行う際に参考になるのではないか。

ウ 米国の中間層以上の所得層を対象にしている、CCRCについては、日本では当初地方部の活性化方策として紹介されてきた。しかし、米国の実態が、民間企業による総合的な高齢者生活サービス事業として整理されるのであれば、従来と異なった位置づけの政策として日本側で立案する可能性があるのではないか。

エ 米国は国民皆保険が存在せず、公的介護保険がないなど、社会保障制度などは日本よりも限定的と言われている。しかし、生活保護世帯など絶対的貧困層に対する支援は相当に充実しているとの指摘がある。この観点から、日本の公営住宅などのセーフティネット施策について拡充する点が、米国の政策からみいだせるのではないか。

(3) 米国の政策に有効ではないかと日本側が考えている視点（仮説）

ア 日本では、UR都市機構が賃貸住宅を保有運営しているなど、公的主体が自ら公的不動産を保有しているケースが多い。この公的不動産を活用して、例えば、UR都市機構の豊四季台や高島平など、福祉事業者と公的事業者の連携プロジェクトが実際に行われている。このような具体的な公的主体が事業主体に関与した事例紹介は、経営から様々な地元調整の課題まで包括的に行政が把握していることから、米国側の政策立案に参考になるのではないか。

イ 上記の公的不動産に加え、日本の住宅市街地で発生している空き家を活用して、高齢者支援サービスを実施できないか、という提案が具体的に民間福祉事業者やコンビニエンスストア会社、宅配便会社から提案されており、一部はすでに社会実験が行われている。このような日本のサービス業の新しい取り組みは、米国における公民連携の高齢者地域居住政策の参考になるのではないか。

ウ 日本での高齢者地域居住は、上記空き家の賦存状況、さらにUR賃貸住宅、住宅市街地にある公園や集会所などの公的不動産などの具体的な空間配置を踏まえて、都市計画や都市公園などの公的不動産に係る維持管理規制の緩和などと連携して、どのような形で、どの民間事業者が取り組めば、事業採算性があげられるかを検討しようとしている。このような空間立地を踏まえて、具体的に採算性を検証して持続可能なビジネスとして展開しようとする試みは米国の政策立案の参考になるのではないか。

4 まとめ

今後、仮に米国関係機関と、高齢者地域居住の共同研究を実施するにあたっては、日米での高齢者地域居住の実態分析、関係する政策の制度比較を踏まえ、さらに、3で掲げた論点を今後より充実させていき、日米双方に意義のある有益な共同研究を計画していきたい。

今後の共同研究が実りあるものとなるよう、専門家など関係者のアドバイスを期待するものである。

(脚注)

- 1) 参考文献1) 参照。
- 2) 住生活基本法第3条参照。
- 3) 米国の関係機関との共同研究については、実施するか否か、また、その実施内容についても現在調整中であり、確定しているものではない。
- 4) 参考文献2) 参照。

(参考文献)

- 1) 松岡桂子『デンマークの高齢者福祉と地域居住』（新評論、2005）、『エイジング・イン・プレイスと高齢者住宅』（新評論、2011）
- 2) HOUSING AMERICA'S OLDER ADULTS」（Joint Center for Housing Studies of Harvard University）
- 3) 河内真人『日本より幸せなアメリカの下流老人』（朝日新聞出版、2016）